

大槌町水道未普及地区対策事業補助金

① 対象となる方

1. 上水道未普及地区において、自己の居住に供する住宅を所有し、飲料水等の確保が困難な方。
2. 町税の滞納がない方。

② 対象となる経費

1. 水源確保工事費 (井戸を掘削するボーリング工事や山水から給水する工事、水質検査費用)
2. ポンプ設置工事費 (ボーリングした箇所から水を汲み上げて住宅に給水する工事)
3. 貯水施設設置工事費 (常時十分な水量を確保出来ない場合に貯水槽を設置する工事)
4. 浄水機器設置工事費 (安全な水質を保つために機器を設置する工事)
5. 上記機器設置に係る電気工事費
6. 水源を居住する住地以外の土地に確保する場合、水源から当該宅地境界までの範囲の配管工事費

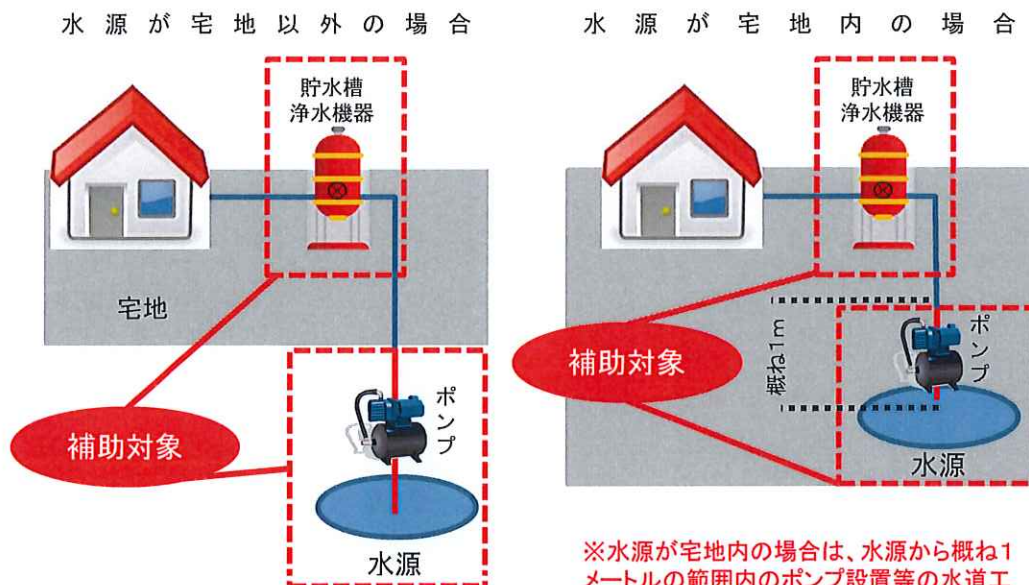
③ 対象とならない経費

1. 宅地内の給水管及び住宅内の給水装置の工事費(蛇口や給湯器等)
2. 営利を目的とする不動産事業に供する住宅整備に伴う水道工事費

④ 補助金の額

補助金の額は、対象経費を合算して得た額とし、100万円を限度とする。

(参考) 対象となる工事



※水源が宅地以外の場合は、水源から当該宅地境界までの範囲内のポンプ設置等の水道工事費が補助対象。

※水源が宅地内の場合は、水源から概ね1メートルの範囲内のポンプ設置等の水道工事費が対象。